

# 地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する訓令

発出年月日：平成4年2月24日  
文書番号：沖縄県警察本部訓令3  
公表範囲：全文(様式等省略)

改正 前略・・・平成20年12月 訓令18

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 地域交通安全活動推進委員（第2条－第13条）
- 第3章 地域交通安全活動推進委員協議会（第14条－第17条）
- 第4章 沖縄県交通安全活動推進センター（第18条・第19条）
- 第5章 雑則（第20条－第22条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の29及び第108条の30に基づく地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「地区協議会」という。）の設置運営に関し、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）並びに沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 地域交通安全活動推進委員

### （推薦）

第2条 推進委員が活動することとなる地域を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）は、管内に居住し、又は勤務している者で、法第108条の29第1項各号の委嘱の要件を満たしているもののうちから推進委員として適任と認められる者を公安委員会に対して推薦するものとする。

### （委嘱）

第3条 法第108条の29第1項の規定に基づく推進委員の委嘱は、委嘱状（様式第1号）を交付して行うものとする。

2 前項により推進委員を委嘱した場合には、警察署長は、当該推進委員の氏名、活動区域及び連絡先を警察署の掲示板に掲示するなどして、関係地域住民への周知を図るものとする。

### （配置基準）

第4条 推進委員の人数及び配置基準は、別に定めるところによる。

(活動区域)

第5条 推進委員の活動区域は、細則第46条の規定に基づき、原則として当該推進委員が所属する地区協議会が組織されている区域内とする。ただし、当該推進委員の活動区域における交通の安全と円滑に資するための活動に関連して、他の地区協議会の活動区域において活動する場合はこの限りでない。

2 地区協議会は、他の地区協議会から、その所属する推進委員の応援派遣の要請を受けた場合には、応援派遣することとなる推進委員の同意を得、かつ、公安委員会の承認を受けて応援派遣することができるものとする。この場合は、前項の規定にかかわらず当該推進委員は、定められた期間及び区域内においてその活動を行うことができる。

3 前項の応援派遣要請及び当該推進委員の同意並びに公安委員会の承認は、それぞれ応援派遣要請書（様式第2号）、同意書（様式第3号）、地域交通安全活動推進委員応援派遣承認伺（様式第4号）により、警察署長を経由して行うものとする。

(活動内容)

第6条 推進委員は、規則第4条の規定に基づき、次の各号に掲げる活動及びその他の活動を行うものとする。

(1) 広報啓発活動

ア 地域の具体的な交通の状況を踏まえて、交通安全対策の必要性について地域住民の理解を深めるための広報活動

イ 交通問題に関する住民運動の盛り上げを図る活動

ウ 交通安全に対する地域住民の意識の高揚を図る活動

エ 運転者等に対する情報の提供

(2) 協力要請活動

ア 自主的な交通安全対策の推進等について、関係者に対して先行的に働きかける活動

イ 交通安全対策等についての申し合せ及び地域における交通安全教育の推進等に関係団体等に対して働きかける活動

ウ その他の地域の交通安全に関する協力を要請する活動

(3) 相談活動等

ア 交通問題に関して地域住民の相談に応じる活動

イ 警察の行う交通行政等に関して、地域住民の要望等を集約する活動

(4) 協力援助活動

交通安全に関して警察が関与する活動又は民間ベースの活動に協力若しくは援助する活動

(5) 調査活動

推進委員の活動に関連する事項について、必要な範囲で地域の交通状況等を実地調査する活動

(活動の方法)

第7条 推進委員の活動は、単独又は合同で行うものとする。

2 推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事務等具体的な活動計画については地区協議会が定めるものとする。

3 地区協議会は、前項の活動計画を策定するに当たっては、あらかじめ警察署長の意見を聞かなければならない。

(活動上の留意事項)

第8条 推進委員は、第6条に規定する活動を行うに当たっては規則第5条に規定する活動上の注意事項を遵守するほか次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 活動上知り得た秘密を正当な理由なく漏らさないこと。

(2) 警察官の職務行為とまぎらわしい行為をしないこと。

(3) 言動に注意し、品位の保持に努めること。

(活動記録)

第9条 推進委員は、その活動を行ったときは、地域交通安全活動推進委員活動結果連絡書(様式第5号)により、その結果を警察署長に通報するものとする。

(身分証明書及び標章)

第10条 推進委員に対しては、規則第6条に定める身分証明書及び規則第7条に規定する標章を貸与するものとする。

2 推進委員は、貸与された身分証明書又は標章を亡失、滅失又は汚損等をしたときは、速やかに警察署長に届け出るとともに、地域交通安全活動推進委員身分証明書(標章)再交付申請書(様式第6号)により警察署長を通じて公安委員会に再交付の申請をしなければならない。

3 推進委員は、その身分を失ったときは、地域交通安全活動推進委員身分証明書・標章返納届(様式第7号)により、速やかに警察署長を通じて公安委員会に返納しなければならない。

(講習)

第11条 推進委員は、規則第8条第1項の規定に基づいて、委嘱後に行われる公安委員会の講習を受けなければならない。

2 前項の講習の実施基準は、別に定めるところによる。

(解嘱)

第12条 規則第10条の規定による弁明の機会を与えるための通知は、通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 前項の規定により、弁明の機会を与えたにもかかわらず、期日までに弁明を行わないとき又は当該推進委員が所在不明等のため通知することができないときは、弁明を聞かないで解嘱することができるものとする。

3 推進委員を解嘱したときは、解嘱通知書(様式第9号)を交付するものとする。ただし、当該解嘱された者が所在不明等のため解嘱通知書を交付することができないときはこの限りでない。

(辞職)

第13条 推進委員が辞職を申し出る場合は、辞職の理由を付した辞職届(様式第10号)を警察署長を通じて公安委員会に提出するものとする。

2 前項の辞職届を受理したときは、当該推進委員に対し辞職承認書(様式第11号)を交付する。

### 第3章 地域交通安全活動推進委員協議会

(組織)

第14条 地区協議会は、細則第46条の規定により警察署の管轄区域ごとに組織するものとし、その名称はそれぞれの管轄警察署の呼称を冠することとする。

2 地区協議会には、会長1名、幹事2名を置き、幹事のうち1名を副会長、1名を書記に充てるものとする。

3 地区協議会には、顧問及び参与を置くこととし、顧問には警察署長、参与には交通課長（那覇警察署及び沖縄警察署については交通対策課長）を充てるものとする。

(意見の申し出)

第15条 法第108条の30第3項に規定する意見の申し出は、意見申出書（様式第12号）により、警察署長の所掌事務に関しては警察署長に、これ以外の意見に関しては警察署長を経由して公安委員会あてに提出して行うものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第16条 規則第14条の規定に基づいて公安委員会が行う報告又は資料の提出要求は急を要する場合を除き、報告・資料提出要求書（様式第13号）により当該地区協議会長に対して行うものとする。

(勧告)

第17条 規則第15条の規定に基づく公安委員会の行う勧告は、勧告書（様式第14号）により当該地区協議会長に対して行うものとする。

#### 第4章 沖縄県交通安全活動推進センター

(連絡調整)

第18条 地区協議会は、沖縄県交通安全活動推進センター（以下「県センター」という。）との連携を緊密にし、推進委員の活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

(研修)

第19条 法第108条の31第2項第11号の規定により県センターの行う推進委員に対する研修は、公安委員会の行う講習を補充したものとなるようあらかじめ研修事項、研修方法、研修時間、研修対象者の範囲等を定めた研修計画書を作成し、これに基づいて実施するものとする。

#### 第5章 雑則

(連絡協議会)

第20条 地区協議会は、推進委員の活動を統一かつ効果的に推進するため、県単位の連絡協議会を組織することができるものとする。

(災害補償)

第21条 推進委員がその活動を行う際に災害を受けた場合における補償は「沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」（昭和47年沖縄県条例第10号）によるものとする。

(報償金)

第22条 推進委員に対しては、別に定めるところにより報償金を支給するものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日訓令第16号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月12日訓令第18号）

別記（第11関係）

### 講習の実施基準

#### 1 講習の目的

講習は、推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うことができるようにするため、推進委員に対し、推進委員としての基本的な事項を理解させることを目的とする。

#### 2 講習計画

講習は、あらかじめ講習計画書を作成し、これに基づいて行うものとする。

#### 3 講習の方法

講習は、講習用に作成された教本を用いるほか、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

#### 4 講師

講習の講師は、講習事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

#### 5 講習の内容等

講習項目、講習内容及び講習時間は、おおむね次の表に掲げるとおりとするが、委嘱する推進委員の知識及び経験等に応じて、必要な事項を追加し、又は不要と認められる事項を

省略するものとする。

| 講習項目              | 講習内容                                                                                                                                  | 講習時間  |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 道路交通の現状に関する知識   | (1) 全国の交通死亡事故の発生状況等の交通情勢の概要について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。<br>(2) 県内における交通死亡事故の発生状況等の交通情勢について説明し、交通の安全と円滑を図る上での問題点を理解させる。             | 1時間程度 |
| 2 道路交通関係法令の基礎的な知識 | 交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）に規定する事項を中心に、法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路交通関係法令に規定する交通の安全と円滑に係る事項のうち、推進委員としての活動を行う上で必要と認められるものについて説明し、理解させる。 | 1時間程度 |
| 3 推進委員としての心構え     | (1) 推進委員制度の趣旨について説明し、交通の安全と円滑の確保を図る上で推進委員が果たすべき役割                                                                                     | 1時間程度 |

|        |                                                                                                                                                  |       |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|        | <p>について理解させる。</p> <p>(2) 法及び規則を中心に、推進委員の身分、活動区域、遵守すべき事項等について説明し、特に訓令第8条に規定する活動上の注意等については十分に理解させる。</p> <p>(3) 協議会及び都道府県センターとの関係について説明し、理解させる。</p> |       |
| 4 活動要領 | 規則第4条各号に規定する推進委員の活動内容について十分に説明し、理解させる。                                                                                                           | 1時間程度 |

#### 6 講習の実施時期

講習は、原則として、委員として委嘱した時からおおむね3箇月以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

別記様式は省略